

## 建設業DX推進啓発事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

昨今の建設業においては、人口減少や高齢化が進む中で担い手不足が課題となっており、デジタル技術の活用により生産性の向上を図る必要がある。そのため、建設事業者の経営者及び担当者のデジタル技術についての知識習得や意識醸成等を促すため、啓発事業として研修や先進事例発表会を実施する。

### 2 委託業務の内容

#### (1) 建設企業経営者向け啓発研修

##### ア 開催日

令和7年11～12月頃（尾張地区、三河地区 各1回計2回）

##### イ 目的

企業内での業務のDXを進めるにあたり、企業経営者自らがDXに対して明確なビジョンを持ち、またそれを社内に示すことで積極的に取り組む必要があるため、経営者層を対象にDXについての知識習得や意識醸成を図るための研修会を行うもの。

##### ウ 対象者

建設企業の経営者または同等の権限を有する者

##### エ 参加人数

各50人程度

##### オ 内容

建設業におけるDXに関する基礎知識、取り組み事例、経営者の果たすべき役割、DX推進のための知識や具体的手法の習得 等

#### (2) 建設企業担当者向け啓発研修

##### ア 開催日

令和7年11～12月頃（尾張地区、三河地区 各1回計2回）

##### イ 目的

建設業におけるDXの推進に関し、建設企業の実務担当者の知識やノウハウ等の習得、意識醸成や人材育成を図るための研修会を行うもの。

##### ウ 対象者

建設企業の実務担当者（事務職や現場職は問わない）

##### エ 参加人数

各50人程度

##### オ 内容

建設業のDXに関する基礎知識、取り組み事例、企業内でDX推進をするための具体的な手法の習得 等

#### (3) 先進事例発表会の開催

##### ア 開催日

令和7年11～12月頃（尾張地区 1回）

#### イ 目的

既に建設業DXに先進的に取り組んでいる県内同業の建設企業の取組状況を聴き、意識醸成やDX推進をするための具体的な手法や流れを学ぶための発表会を行うもの。

#### ウ 対象者

県内建設企業

#### エ 参加人数

80人程度

#### オ 内容

建設業のDX化に関する取組事例、業務効率や質の向上などの導入効果、導入を進めるうえでの課題や対応等の習得 等

### (4) 効果検証

上記(1)、(2)、(3)の事業実施にあたり、参加者に対してアンケート調査を実施し、効果検証を行う。

### (5) 事務局の設置

事業を実施するにあたっては、会場の手配、講師手配、研修参加者のとりまとめ、案内、研修司会進行、経費支払い等を担う事務局を設置する。ただし、次に掲げる業務は必要に応じて県が運営事務局と協力するものとする。

- ・建設業関係団体への周知
- ・事例発表業者への連絡

### (6) チラシの作成

研修の開催を周知する際に使用するチラシ(A4サイズ1枚)を作成すること。なお、チラシは電子媒体で提出し、印刷は不要とする。

## 3 支払い対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：講師への謝金、必要に応じて先進事例発表会発表者への謝金等
- (2) 交通費：講師、発表者への必要な交通費
- (3) 印刷製本費：研修資料、報告書等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

## 4 成果品及び提出物

### (1) 成果品

- ・本業務における2（1）～（5）の成果として写真、アンケート検証、研修参加者一覧等を整理し、業務実績として報告書にとりまとめること。
- ・報告書提出部数：2部
- ・報告書等の電子データ：1部

## （2）提出物

各研修及び先進事例発表会の周知に使用するチラシの電子データを開催する1ヶ月前程度前までに提出すること。

## 5 留意事項

- （1）研修会の内容は建設企業が身近に感じることができ、自社でも同様の取組を始めたいと思える内容にすることとし、建設業におけるDXの事例を示すこと。
- （2）先進事例発表会について、発表者の選定や発表内容の調整を行うこと。なお、発表者への依頼は県が協力して行う。
- （3）研修会の中で他社の参加者と意見交換する機会を積極的に設けること。
- （4）公共交通機関の便や近隣に駐車場があること等、参加者が利用しやすい会場を設定すること。
- （5）特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- （6）業務の実施に当たっては、発注者と緊密に連絡を取りながら履行すること。
- （7）本仕様書等に定めのない事項については、発注者と協議すること。
- （8）仕様内容等に変更が生じた場合、発注者と協議のうえ、必要に応じ変更契約等を行う。